

緑 第 2449 号

平成17年3月16日

大阪府環境審議会

会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



男里川河口鳥獣保護区の指定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9項において準用する第4条第3項の規定により、別紙指針案について貴審議会の意見を求める。

(説明)

男里川河口鳥獣保護区の指定について

男里川河口鳥獣保護区の指定につきましては、平成14年3月策定の第9次鳥獣保護事業計画において、平成17年度に設定する予定となっている。

都道府県知事が鳥獣保護区を指定するときは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第2項の規定により鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めている。

上記指針の策定に当たっては、同法第28条第9項において準用する第4条第3項の規定により、審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならないとされているため、貴審議会の意見を求めるものです。